**エネマネ事業者応募要件に関する確認書**

1. 申請者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 申請日（yyyy/mm/dd） |  |
| エネマネ事業者名 |  |
| 作成者名 |  |
| エネマネ事業者幹事社 統括責任者名 |  |

1. エネマネ事業者応募要件に関する確認事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | No | 確認事項 | 回答内容 |
| 従事者への教育[P8] | １ | エネマネ事業に携わる全ての従事者に対し、交付規定・公募要領等を用い、本事業を理解できるよう研修等を行う必要があるが、具体的な教育方法・教育記録の有無等を記載すること。※過年度のエネマネ事業において、担当者によってエネマネ事業者の責務を十分に理解していないケースが見受けられているので、教育計画を明確に記載すること。また、教育の成果について、過去1年間の教育記録の提出や、再教育の速やかな実施と報告等、エビデンス資料を求める場合があるため、資料、受講者名簿、報告書等を必要書類として作成し、保管しておくこと。審査等で、当方の担当者とコミュニケーションを進める上で遂行上の問題点が表面化するケースもあり、是正措置を要求する場合もある。 |  |
| ２ | 幹事社はコンソーシアムに対して、エネマネ事業者の業務概要を理解している事を確認し、支援をする必要がある。ＳＩＩからの連絡事項を的確にコンソーシアムに共有する具体策を記載すること。 |  |
| エネルギー管理方法の共有[P9] | ３ | エネマネ事業者は、補助事業の省エネルギー化をより一層進めるために、補助事業者へ省エネルギーに対する技術支援が必要であるが、具体的な技術支援（教育）方法を記載すること。 |  |
| 実施体制[P16] | ４ | 省エネルギー事業を推進するにあたり、原則エネルギー管理士の資格を有する者が必要であるが、現状の有資格者の人数及び、氏名・部署名を最低２名分記載すること。※有資格者１名のみの場合は、１名分を記載 | 現状の有資格者の人数 |  | 名 |
| エネルギー管理士① | 所属部署名 |  |
| 氏名 |  |
| エネルギー管理士② | 所属部署名 |  |
| 氏名 |  |
| ※有資格者が在籍しない場合は、どのような体制で臨むのか記載すること。 |  |
| 実績[P26] | ５ | 『提出書類No.16「エネルギー管理支援サービスにおける省エネルギー実績報告書の実施例」』に関して、提出書類名・実施年月・具体的な改善事例内容を記載すること。※さらに補足説明やコメントがあれば記載すること。※記載する内容は提出書類のNo.16の代表例を記載すること。 |  |
| ６ | 『提出書類No.17「ＥＭＳ導入実績の根拠となる実施例」』に関して、案件名・実施年月等とともに具体的な導入内容の種類（例：熱源設備の最適化制御、空調運転制御、生産設備の最適化運転制御等）を記載すること。※さらに補足説明やコメントがあれば記載すること。※記載する内容は提出書類のNo.17の代表例を記載すること。 |  |
| EMS要件 | ７ | ＥＭＳ制御による省エネルギー量として、固定的に行われるスケジュール制御は認められない。[P17] | [ ] 　確認した（確認している場合は、□をクリックしてください。） |
| ８ | 条件に関係なく常時行われる間欠運転はＥＭＳ制御に含まれない。 [P5] | [ ] 　確認した（確認している場合は、□をクリックしてください。） |
| ９ | 負荷状況に関係なく契約電力の上限管理をするデマンドコントローラ等はＥＭＳ制御に含まれない。[P5,P26]  | [ ] 　確認した（確認している場合は、□をクリックしてください。） |
| １０ | ＥＭＳ制御出力後のリバンド分も検出する必要がある。 [P11,P18] | [ ] 　確認した（確認している場合は、□をクリックしてください。） |
| １１ | ＥＭＳ機器のデータを計測する周期を記載すること。記入例：「30分周期でリバンド検出が可能か等の確認。」[P11,P18] |  |
| １２ | 電力以外の、ガス、油等の一次エネルギーの計測に関して、補助対象設備の使用量にガスや油が含まれる場合、自動計測は可能か。[P11] |  |
| １３ | 制御の計測ポイントとなる、温度、湿度、流量、圧力等の計測は可能か。[P11] |  |
| １４ | ＥＭＳ制御について、拠点（ローカル）側とクラウドサーバ側にて行える制御は同一か。[P11] |  |
| １５ | 事業所のエネルギー使用量を原油換算klで閲覧できる事は可能か。[P11] |  |
| １６ | クラウドサーバ側でしか行えないＥＭＳ制御があるか。[P11] |  |
| １７ | ＥＭＳ制御はエネルギー管理支援サービス終了後でも最長の処分制限期間動作する必要がある。[P1-⑦]  |  |
| １８ | クラウドサーバ側でしか行えないＥＭＳ制御をエネルギー管理支援サービス終了後にその機能をクラウドサーバから拠点サーバへ移植する事は可能か。[P11]※現実的な費用面を含めた回答を記載すること |  |
| SIIが指定する①～④のエネルギー管理支援サービスを提供する上で、それぞれに係る具体施策を記載すること[P7,P13] | １９ | 1. 省エネルギー計画の立案

事業実施前の工場・事業場全体のエネルギー使用量を把握し、設備更新やＥＭＳ導入による省エネルギー計画を補助事業者と共同で立案すること。 |  |
| ２０ | 1. 省エネルギー計画の確実な実施

事前に立案した省エネルギー計画に基づき、継続的な見直し等を行いながら補助事業者と共同で計画省エネルギー量を達成すること。 [P7,P13] |  |
| ２１ | 1. 省エネルギー実績の把握と報告

設置した補助対象設備について取扱説明を行い補助事業者自らが活用できるようにし、エネルギー管理支援サービス契約に定められた頻度（最低１年に１回以上）で補助事業者に省エネルギー実績を報告すること。 |  |
| ２２ | 1. 運用改善提案の実施

省エネルギー実績を踏まえて更なる省エネルギー効果が得られるよう運用改善提案を行うこと。※追加的な運用改善提案を行う上で、何を基準にどの程度の頻度で実施するか。 |  |
| 成果報告（実績報告） | ２３ | 『連続計測データと制御履歴から計算を行う方法』では、リバウンド分も考慮する必要がある。[P18] | [ ] 　確認した（確認している場合は、□をクリックしてください。） |
| ２４ | 『一定期間の制御有無の計測データから計測を行う方法（ＥＭＳ制御なし／ＥＭＳ制御有でＥＭＳ制御効果を算出する方法）』では、運用を開始するとＥＭＳ制御有が常時続くため、季節毎にＥＭＳ制御なしのデータを最低１週間以上計測する必要がある。そのため、事前に補助事業者への理解を求める必要がある。[P18] | [ ] 　確認した（確認している場合は、□をクリックしてください。） |
| ２５ | ＥＭＳでの制御効果及び、運用改善効果は実測値からの算出が必要である。[P19] | [ ] 　確認した（確認している場合は、□をクリックしてください。） |
| ２６ | 過年度のエネマネ事業において、ＥＭＳで計測する補助対象設備の電力系統に、補助対象外設備が混在し、補助対象設備が正確に計測できないような事例が発生している。ＥＭＳでは補助対象設備を正確に計測する必要があることを認識すること。[P17,P20] |  |
| ２７ | 計画省エネルギー量は、原則１年目で達成する必要があり、達成困難と見込まれた場合は補助事業完了の翌年度までにＳＩＩへ報告すること。過年度のエネマネ事業において、成果報告を提出するタイミングで計画省エネルギー量の達成が困難であると報告されるような事例が発生している。計画省エネルギーの達成状況を、どのようなタイミングで検証するか記載すること。[P21] |  |
| ２８ | 補正計算は原則として交付申請時の計画省エネルギー量の算出における計算条件（負荷率や稼働時間等）が明確である場合に限り、成果報告時の補正計算を認めることとする。[P20] | [ ] 　確認した（確認している場合は、□をクリックしてください。） |
| ２９ | 過年度のエネマネ事業において、システム異常の検知について、通信環境のトラブルやセンサーのトラブル等でデータ収集が正しく行われていない事に長期間気づかないような事例が発生している。データ収集の確認は適正な期間で行う必要があるが、どのようなタイミングでデータの確認を行うか記載すること。[P8－④] |  |

【記入時の注意事項】

※ 記載内容が多くなりページ数が増加することは可とする。

※ 印刷し、応募申請書にファイリングの上、提出すること。

※ 確認事項の[P●]は、エネマネ事業者公募要領の主に関連するページを示す。